

抵当権の物上代位 H24-07-3 <#348>

【問】 物上代位に関し、正誤をつけよ。なお、物上代位を行う担保権者は、物上代位の対象とする目的物について、その払渡し又は引渡しの前に差し押さえるものとする。

Aの抵当権設定登記があるB所有の建物が火災によって焼失してしまった場合、Aは、当該建物に掛けられた火災保険契約に基づく損害保険金請求権に物上代位することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 抵当権の物上代位

抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、抵当権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押さえをしなければならない（民法 372 条、304 条 1 項参照）。

⇒ 判例は、**保険金請求権**への物上代位を認める。